

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○公印を改刻しその使用を開始する件	六	○専決処分した予算の要領を公表する件	六
○青少年に有益な書籍として推奨する件	六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	五
○青少年に有害な図書類として指定する件	六	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	六
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六	○福島県教育委員会教育長	六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	六	○一般競争入札を行う件	六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	六	○福島県選挙管理委員会	六
○県営土地改良事業計画を変更した件	六	○個人演説会等を開催することができ実施の指定を取り消した旨報告があった件	七

## 告 示

### 福島県告示第八十五号

公印を次のように改刻し、平成二十一年二月十三日その使用を開始する。  
平成二十一年二月十三日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号 公印の名称 印 影 公印管理者

23

福島県現金出納員印 (福島県立白河旭高等学校用)



福島県立白河旭高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

### 福島県告示第八十六号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。  
平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一八九	古道具ほんなら堂うちよ つと不思議あり	楠章子・著、日置由美子・画(毎日新聞社)	推奨対象 小学生(中学年及び高学年)
一九〇	ふくしまのわらべうたC D付	児童図書館研究会 福島支部・編(阿部紙工)	推奨対象 青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

### 福島県告示第八十七号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。  
平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六四八九	雑誌	ジゲンR100VOL・9 ZIGEN EX 2月5 日増刊 (05272-2)	株式会社大洋書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健

六四九〇	雑誌	金のEX 2月号 (12855-2)	株式会社大洋書房	全な育成を 阻害するお それがある。
六四九一	雑誌	ENTERTAINMENT Dash エンタテイ ンメント ダッシュ2月号 (02059-02)	株式会社晋遊社	
六四九二	コミ ック	女のリアル体験LOVE& LIFE vol.2 (03884-02)	株式会社リイド社	
六四九三	雑誌	増刊劇画 実話時報 3月 増刊号 (05168-3)	株式会社竹書房	著しく青 少年の粗暴 性又は残虐 性を助長し、 その健全な 育成を阻害 するおそれ がある。
六四九四	雑誌	チャンプロード 2月号 (06231-02)	株式会社笠倉出版 社	著しく青 少年の自殺 又は犯罪を 誘発し、そ の健全な育 成を阻害す るおそれ がある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月十三日から同年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル希望ヶ丘店 郡山市大槻町字菅田五番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
  - 1 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適正なりサイクルを推進すること。
  - 2 郡山市では、平成二十年四月一日より、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。市や市民・事業者及び土地所有者等がそれぞれの役割を担い密接に連携しながら、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等(含建物)においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるよう努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。
  - 3 営業騒音及び駐車場騒音等の防止に努め、周辺環境の静穏保持についてなお一層の配慮をすること。
  - 4 廃棄物の分別徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。特に、事業系一般廃棄物に廃プラ等産業廃棄物として処理しなければならぬものを含まないようにすること。
  - 5 夜間照明による「光害」が生じないように、照明の位置及び角度等に十分配慮すること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月十三日から同年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
桜ヶ丘ショッピングセンター 相馬市中村字桜ヶ丘百七十一番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年二月十三日から同年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり

り課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマNEW方木田店 福島市方木田字南島九番地三ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津宮川土地改良区から平成二十一年一月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月九日認可した。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、新田作地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十一年二月十六日から  
年三月九日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十一年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浜崎 高野会津 若松線	河沼郡湯川村大字清水 田字前田三番一地先か ら 会津若松市高野町大字 柳川字下高野四二一番 一地先まで	変更前	A 五・二 一八・八	一九三四・四
		変更後	A 五・二 一八・八 B 一〇・八 二九・二	一九三四・四 一九七四・四

(道路計画課)

福島県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道猪苗 代塩川線	耶麻郡猪苗代町大字長 田字手洗川西三八三六 番二〇地先から 同 郡同 町大字三 ツ和字長老山三四八七 番一地先まで	変更前	A 八・〇 二〇・〇	一一三〇・〇
		変更後	B 一五・〇 五四・〇	一〇七二・五

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課

及び福島県中建設事務所平成二十一年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	指 定 区 間	指定年月日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字境田八八番五六地先から 同 郡平田村大字上蓬田字古屋敷八五番地先まで	平成二十一年二月十三日

(道路計画課)

公 告

公告第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、平成二十一年一月二十日専決処分した平成二十年度の福島県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

平成20年度福島県一般会計補正予算（第3号）

平成20年度福島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ842,904,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 諸 収 入	貸付金	72,650,539	2,000,000	74,650,539
	元利収入	57,316,572	2,000,000	59,316,572

歳 入	840,904,417	2,000,000	842,904,417
-----	-------------	-----------	-------------

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 商工業費	53,053,430	2,000,000	55,053,430
歳 出	合 計	840,904,417	2,000,000	842,904,417

(総務課)

公告第七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
桜水やかい眼科	福島市笹谷字塗谷地三七一三	平成二十一年二月一日	育成医療 更正医療	眼科	橋本 禎子
ミマスヤ薬局	同 市松川町字本町一一四	同	同	調剤	
つらまち薬局	須賀川市東町一一六一	同	同	同	
あじ田島薬局	南会津郡南会津町田島字大坪一六一	同	育成医療 更正医療 精神通院 医療	同	

もみじ薬局東店	白河市東深仁井田字道山六一四〇	同	精神通院医療	同	
---------	-----------------	---	--------	---	--

(障がい福祉課)

公告第七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次の指定自立支援医療機関から当該指定に係る所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年二月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	変更前の所在地	変更後の所在地	自立支援医療の種類	指定されている診療科名
そうごう薬局 旭町店	南相馬市原町区 旭町三一―三三	南相馬市原町区 旭町三一―二四	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤

(障がい福祉課)

福島県教育委員会教育長

公告第一号

福島県立学校給食業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月十三日

福島県教育委員会教育長 野地 陽一

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県立学校給食業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 福島県立福島中央高等学校、福島県立会津学鳳中学校、福島県立盲学校、福島県立聾学校、福島県立郡山養護学校、福島県立あぶくま養護学校、福島県立石川養護学校、福島県立会津養護学校、福島県立平養護学校及び福島県立いわき

養護学校(全十校)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 過去二年間に、特別支援学校給食業務その他の学校給食業務履行の実績が十箇所以上ある者であること。
- 3 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 平成二十年四月一日以降に食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- 5 一の4に掲げる各履行場所において調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)に規定する調理師の資格を有している者を一名以上の1に掲げる業務に従事させることができる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十一年二月十三日(金)から同月二十七日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六八八 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎九階福島県教育庁学校生活健康課 電話〇二四―五二―七七六一

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、平成二十一年二月二十七日(金)午後五時まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所等

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。
- 2 入札及び開札の日時 平成二十一年三月二十三日(月)午後二時
- 3 入札及び開札の場所 福島県庁東分庁舎三階福島県東北農林事務所入札室(福島市杉妻町五番七十五号)
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十一年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

九 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（学校生活健康課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、田村市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年二月十三日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
平成二十二年 一月二三日	田村市常葉町早稲川字 上遠野九七番地	早稲川公民館	田村市長
同	同 市常葉町堀田字南 畑七番地	堀田公民館	同